

市立学校の保護者の皆様へ

5月8日からの新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、新型コロナウイルス感染症について、出席停止期間が下記のように変更になります。また、濃厚接触者特定の廃止に伴い、濃厚接触者として出席停止とする運用は取りやめとなります。同居している御家族が新型コロナウイルスに感染しても、お子さんが登校を控える必要はありません。ただし、お子さんに発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合は、無理をせず自宅で休養するようお願いします。保護者の皆様には、御理解と御協力をお願いいたします。

<新型コロナウイルス感染症による出席停止期間>

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※発症日を0日として、翌日から1日目となります。

- 発症後10日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨し、高齢者等重症化リスクの高い方との接触は控えるようお願いします。

令和5年4月28日 長岡市教育委員会